

平成 26 年 11 月 6 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

『今年のNISA使いきりキャンペーン』の実施について

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)は、平成 26 年 11 月 10 日(月)～平成 26 年 12 月 26 日(金)まで「今年の NISA 使いきりキャンペーン」を実施いたしますのでお知らせします。

当行は、今後とも地域のお客さまにご満足いただける商品、サービスの提供に努めてまいります。

記

1. キャンペーン名称

「今年のNISA使いきりキャンペーン」

2. キャンペーンの内容

実 施 期 間	平成 26 年 11 月 10 日(月)～平成 26 年 12 月 26 日(金) ※窓口・インターネット投信どちらも、12 月 26 日 14 時 30 分受付分までとさせていただきます。
対 象	キャンペーン期間中に NISA 口座で投資信託を 30 万円以上(購入金額)ご購入された先着 1,000 名のお客さまとさせていただきます。 ※複数取引に別れていても期間中の合算で 30 万円以上が対象となります。
特 典 内 容	QUO クオカード 1,000 円分を進呈いたします。
ご 留 意 事 項	▶ 特典はお一人さま 1 回限りとさせていただきます。 ▶ 窓口・インターネット投資信託どちらでのご契約も対象といたします。 ▶ クオカードの発送は、平成 27 年 2 月以降を予定しております。

以 上

投資信託に関するご留意事項

- (1) 投資信託は預金ではありません。したがって預金保険の対象ではありません。
- (2) 投資信託は元本保証、利回り保証のいずれもありません。
- (3) 当行でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- (4) 当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理は信託銀行が行います。
- (5) 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- (6) 投資信託はその信託財産に組入れられた株式、債券、REIT などの価格変動、金利変動、為替相場の変動、有価証券の発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額が下落することにより投資元本を割り込むおそれがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することになります。
- (7) 北都銀行で取扱いの投資信託における手数料の概略は次のとおりです。お客さまには以下の費用をご負担いただきます。投資されるファンドの手数料の詳細については、当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）・目論見書補完書面でご確認ください。

購入時	お申込手数料 (税込)	基準価額に対して 3.240% を上限とする率を乗じて得た額とします。(お申込時に直接ご負担いただきます。) お申込手数料 = お申込口数 × 基準価額 / 10,000 × 手数料率
	追加設定時 信託財産留保額	状況によって変動するため、事前に料率、上限等を表示することができません。
保有時	信託報酬 (税込)	信託財産の純資産価額に対して、年率 2.16% 程度を上限とする率を乗じて得た額とします。信託財産でご負担いただきます。(保有期間中に間接的にご負担いただきます。)
	その他費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産でご負担いただきます。(保有期間中に間接的にご負担いただきます。) ※その他費用については、保有期間、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。
換金時	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5% を上限とする率を乗じて得た額とします。(換金時に直接ご負担いただきます。)
	換金手数料	ありません。

NISA口座利用時の注意点

- NISA口座での非課税投資枠上限が年間 100 万円であること、またNISA口座内の投資信託の収益については最大 5 年間非課税となることなど、NISAは短期売買よりも中長期の保有が税制上のメリットを享受しやすい仕組みとなっています。
- 分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA制度上のメリットを享で

きません。

- ・ N I S A口座での損失は税務上ないものとされ、他の所得との損益通算ができません。
- ・ N I S A口座ないで1度売却すると、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。
- ・ 投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として枠上限まで非課税投資枠を利用して購入することとなります。
- ・ 非課税投資期間が満了した際に、非課税口座から投信信託が払い出された場合は、払い出された商品の取得価格は支出日における時価となります。

株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号

加入協会：日本証券業協会